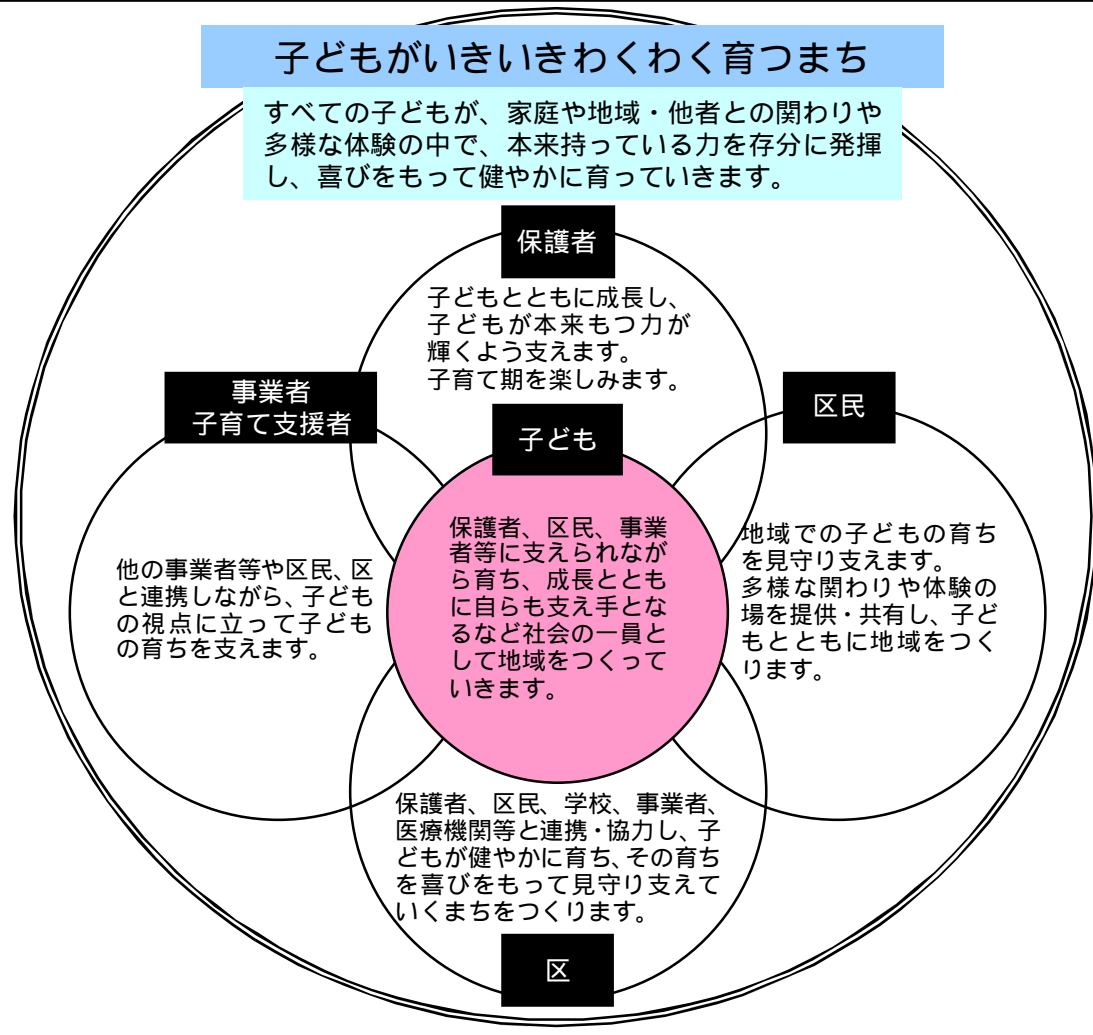


基本理念

子どもが健やかに成長・自立でき、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会の実現

目指すべき姿



重点政策

妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

子どもの生きる力の育み

大項目

1
子育て家庭への支援

2
保育・幼児教育の充実

3
支援が必要な子ども・家庭のサポート

4
質の高い学校教育の充実

5
子どもの成長と活動の支援

6
子どもが育つ環境整備

中項目

(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

(2) 子育て力発揮への支援

(3) 子どもと親のこころと体の健康づくり

(1) 保育施設・多様な保育の整備・拡充

(2) 保育・幼児教育の質の向上

(3) 保育と幼児教育の一体的な提供

(1) 養育困難家庭・要保護児童支援

(2) 配慮が必要な子どもの支援

(3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

(4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援

(1) 地域との連携・協働による教育

(2) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

(3) 信頼と誇りのもてる学校づくり

(1) 成長と活動の場と機会の充実

(2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

(1) 地域の子育て力の向上

(2) 社会環境の整備

(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成

あつた計画策定の視点

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生み育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の子育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた子育て支援

やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき責任と役割

サービスの実施主体が多様化する中で、区が目指すサービスの質や利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

子ども計画と若者施策との関連

子ども条例は、「子ども」を18歳未満としている一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ施策を進めています。若者施策は、子どもの頃から継続して取り組むべきものや、早期支援により問題の深刻化が防げるものなど、子ども期の施策と密接に関わっています。このため、子ども計画策定にあたっては、若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についても示しています。



若者の交流と活動の推進
生きづらさを抱えた若者の支援
若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援
子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携